

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から5年3月まで

私は、平成2年1月に会社を退職後、A町（現在は、B市）の役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、役場の窓口で、両親の分と一緒に納付していた。当時は、パートで仕事をしており国民年金保険料を納付できない状態ではなかったため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、毎月、両親の分と一緒に納付していた。」と述べているところ、i) 申立期間の一部を含む平成元年4月から2年3月までの期間については、その両親は、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする2年1月より前の元年4月28日に当該期間の国民年金保険料を前納していること、ii) 申立期間のうち、2年4月から3年3月までの期間については、その父親は、3年2月4日に当該期間の国民年金保険料を一括納付していること、iii) 申立期間のうち、3年4月から5年3月までの期間については、その父親が60歳に到達したことにより、当該期間の国民年金保険料の納付対象者は申立人及びその母親のみとなっていることがオンライン記録により確認でき、申立人の主張と異なっている。

また、申立期間は、平成元年度から4年度までの複数年度にわたっている上、A町の国民年金被保険者名簿には、記録の訂正や取消しが行われた形跡は確認できず、申立人は、申立期間及びその前後の期間に住所を変更していないことを踏まえると、社会保険事務所（当時）及び同町において、申立期間の国民年金保険料の収納について、連続して事務処理誤りがあったものとは考え難い。

さらに、申立人及びその両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その両親は、申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に、同年同月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付の免除について、A 市役所の国民年金の窓口で口頭で願い出たところ、担当者から免除できない理由や申請書の提出についての説明を受けなかったため、免除申請は承認されたものと思っていたが、免除されたこととなっていない。また、同年 4 月からは B 市（現在は、C 市）で、国民年金保険料を公民館の集金人に毎月納付してきたのに、同年 9 月までの国民年金保険料が未納とされている。私は、今までに 1 回も国民年金保険料を滞納している旨の通知を受けたことが無いので、申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 54 年 4 月から遺族共済年金を受給しているところ、遺族年金受給者は 61 年 4 月の制度改正まで国民年金は任意加入とされており、制度上、任意加入の対象期間は国民年金保険料の納付を免除できない期間である上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、A 市の国民年金被保険者名簿等に、申立人が国民年金保険料の納付を免除された記録が無く、申立人は 60 年 4 月 16 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが、被保険者台帳及び同市の被保険者名簿により確認でき、申立人は、国民年金に未加入であったものと考えられる。

また、申立期間②について、昭和 61 年 4 月の制度改正に伴い、申立人は、強制加入により同年同月以降は国民年金の被保険者となり、当該期間の国民年金保険料については、時効となる前であれば、遡って納付することが可能であったところ、申立人は、再加入から 1 年後の 62 年 4 月から国民年金保険料の現年度納付を開始し、申立期間②直後の 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を 63 年 11 月 17 日に過年度納付していることが、オンライン記録及び B 市を管轄する社会保険事務所（当時）の領収済報告書により確認できるものの、当該過年度納付時点で、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、同市の国民年金被保険者名簿にも納付の記録は無く、62 年 5 月収納分から平成元年 4 月収納分までの領収済通知書の中に、申立人のものは見当たらない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたこと、及び納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたこと、及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 794 (事案 613、736 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から63年6月まで

申立期間当時、私は、会社を経営しており、社会保険事務所(当時)から社会保険への適用を何回も促されていたが、私から社会保険事務所に対して、「国民年金に加入しているのでしばらく待ってほしい。」というやりとりをしたことを記憶している。当時、事務の事務をしていた労務事務所も当時の経緯を把握しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

最初の申立てにおいて、この申立てのうちの一部の期間については記録の訂正が認められたが、昭和57年4月から63年6月までの期間については、前回の再申立てにおいても認められなかった。

しかし、申立期間当時は、私が経営していた会社の経営は順調であったので、私と妻が国民年金保険料を納付しなかったとは考えられない。夫婦共に間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付しており、知人の証言もあるので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金に係る事務を依頼していたと説明する労務事務所に確認しても申立人の当時の国民年金保険料の納付状況は不明としており、申立てを裏付ける供述は得られなかったほか、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月22日付けの通知が行われている。

その後、申立人は、新たな事実は無いものの、上記の通知に納得がいかないとして、当委員会に再申立てを行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする知人の意見書を添付して、当委員会に再々申立てを行ったが、当該意見書には、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる内容は記載されていないほか、今回、当委員会が新たに収集した A 市に係る「収滞納一覧表」及び「収納状況表」では、申立期間が、オンライン記録と同様に未納になっていることが確認でき、申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 795 (事案 614、737 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの期間及び57年4月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から43年3月まで  
② 昭和57年4月から63年6月まで

申立期間①を含む時期は、亡くなった私の両親が私の国民年金保険料を納付しており、当時の両親の収入を考えると、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②を含む時期は、私の夫が、会社を経営しており、社会保険事務所(当時)から社会保険への適用を何回も促されていたが、私の夫が社会保険事務所に対して、「国民年金に加入しているのでしばらく待ってほしい。」というやりとりをしていたことを記憶している。当時、事務の手續を依頼していた労務事務所も当時の経緯は把握しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

最初の申立てにおいて、これらの申立てのうちの一部の期間については記録の訂正が認められたが、昭和38年4月から43年3月までの期間と57年4月から63年6月までの期間については、前回の再申立てにおいても認められなかった。

しかし、私は、間違いなく申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しており、知人の証言もあるので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①は、町の被保険者名簿により、当該期間直後の期間の昭和43年4月から44年1月までの国民年金保険料を44年1月に一括納付していることが確認され、その時点で、当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間で



あり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii) 申立期間②は、申立人が申立期間の国民年金に係る事務を依頼していたと説明する労務事務所に確認しても申立人の当時の国民年金保険料の納付状況は不明としており、申立てを裏付ける供述は得られなかった、iii) 申立人及びその両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっているため、国民年金保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 22 日付けの通知が行われている。

その後、申立人は、新たな事実は無いものの、上記の通知に納得がいかないと、当委員会に再申立てを行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとする複数の知人の意見書等を添付して、当委員会に再々申立てを行ったが、当該意見書等には、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる内容は記載されていないほか、申立期間②については、今回、当委員会が新たに収集した A 市に係る「収滞納一覧表」及び「収納状況表」では、オンライン記録と同様に未納になっていることが確認でき、申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 12 年 7 月 1 日まで  
② 平成 12 年 7 月 1 日から 19 年 1 月 1 日まで

申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、私がそれぞれA社、B社から受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している給与明細書等により分かるので、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間①については、申立人が保管しているA社における給与明細書、及び同社が保管している申立人に係る賃金台帳(平成10年5月分から12年6月分まで)により、申立期間②については、申立人が保管しているB社における賃金明細書、及び同社が保管している申立人に係る賃金台帳(平成12年7月分から19年1月分まで)により確認できる、各月の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。